



# 経理の窓 9月号

平成29年9月1日号

通販で、紫外線99%カット・ガラス用マスキングテープを見つけました。  
日が差せば、しっかり影ができて、日除けになっているようです。

## 今月の税務

## 法人税：7月決算法人の確定申告と納付

### 消費税の軽減税率制度説明会が開催されています。

安倍首相が、8月5日に読売テレビの番組に出演し、『予定通り』2019（平成31）年10月に消費税の税額を8%から10%に増税する考えを示しました。

消費税の引上げに合わせて平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。

平成31年10月1日から消費税の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になります。

適用時期 区分	現 行	平成31年10月1日（軽減税率制度実施）	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	8.0%	10.0%

軽減税率制度が実施されると、売上や仕入を税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要になります。このような事務は、軽減税率の対象品目を扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上がない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含めて、多くの事業者に関係します。

税務署が、軽減税率制度説明会を平成29年9月から開催しています。

#### 《税務署の軽減税率制度説明会》

国税庁のホームページに消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧が掲載されています。税務署が行う説明会の予定は、随時更新されます。事前予約が必要なところもあります。都道府県ごとに案内されていて、どの税務署が開催する説明会にも参加できます。

#### 《軽減税率制度のリーフレット等》

国税庁のホームページには、軽減税率制度に関する手引き等が掲載されています。

- \* 消費税の軽減税率制度が実施されます。（平成28年11月改訂）
- \* よくわかる消費税軽減税率制度（平成29年7月）
- \* 消費税軽減税率制度の手引き（平成29年8月）

《軽減税率対策補助金》機器購入後又は改修完了後、申請受付期間は平成30年1月31日まで複数税率対応レジの導入支援と電子的受発注システムの改修支援があります。

《日々の業務で対応が必要になること》

帳簿と請求書等の保存がないと、仕入税額控除ができません。

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
<b>【現行制度】</b> 平成31年9月30日まで	相手方の氏名又は名称 取引年月日・取引の内容 対価の額	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日・取引の内容・対価の額 請求書受領者の氏名又は名称
<b>【区分記載請求書等保存方式】</b> 平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで	（上記に加え） 軽減税率の対象品目 である旨	（上記に加え） ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額
<b>【適格請求書等保存方式】</b> 平成35年10月1日以降	区分記載請求書等保存 方式と同じ	（区分記載請求書に加え） ①登録番号 ②税率ごとに区分した税抜価額又は 税込価額の合計額及び適用税率 ③消費税額等

《適格請求書について》

- \* 適格請求書を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者のみです。申請の受付は、平成33年10月1日からです。
- \* 適格請求書は、軽減税率対象品目の取引がない場合でも、記載事項の記載が必要です。
- \* 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付が必要であるほか、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられています。

《免税事業者からの仕入について（平成35年10月1日以降）》

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の方（免税事業者等）からの仕入については、仕入税額控除ができません。

ただし、平成35年10月1日から一定期間は、区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書と帳簿を保存することにより仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

平成35年10月1日から平成38年9月30日まで 仕入税額相当額80%控除

平成38年10月1日から平成41年9月30日まで 仕入税額相当額50%控除



有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>